

日刊（日曜日、土曜日、休日休刊）

東京都公報

発行
東京都

目次

告示（選）

○不在者投票管理者を置く施設の指定……………一

○不在者投票管理者を置く施設の指定取消し……………一

公告

○軽油引取税に係る特約業者の指定取消し……………一
……………（主税局課税部課税指導課）……………一

告示（選）

●東京都選挙管理委員会告示第百九十一号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第十五条第二項及び第四項第二号（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）において準用する場合及び最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第百二十二号）においてその例によることとされる場合を含む。）の規定に基づき、不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

令和六年十一月二十二日

東京都選挙管理委員会

施設の名称
所在地

ラヴィーレグラン四谷 新宿区大京町二十番地三

そんぽの家 大鳥居 大田区西糀谷三丁目三十二番二

号 大田区西糀谷三丁目三十二番十

五号 大田区西糀谷三丁目三十二番十

布 グランフォレスト田園調 大田区田園調布本町四十番二十

三号 大田区多摩川二丁目十三番二十

二号 SOMPOケア ラヴィー 大田区多摩川二丁目十三番二十

二号 ファミリー・ホスピス荒 荒川区荒川七丁目二番三号

川ハウス 荒川区荒川七丁目二番三号

そんぽの家S新高島平 板橋区高島平七丁目十七番九号

タムスさくらの杜 花畑 足立区花畑三丁目十五番五号

SOMPOケア ラヴィー 府中市宮町三丁目十番地一

一府中

●東京都選挙管理委員会告示第百九十二号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第十五条第二項及び第四項第二号（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）において準用する場合及び最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第百二十二号）においてその例によることとされる場合を含む。）の規定に基づき、不在者投票を行うことができる施設として指定した次の施設につき、その指定を取り消した。

令和六年十一月二十二日

東京都選挙管理委員会

施設の名称
所在地

SOMPOケア ラヴィー 八王子市堀之内三丁目三十番地
一レ堀之内 九

公告

軽油引取税に係る特約業者の指定の取消しにつ

いて
地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百十四
条の九第三項及び東京都都税条例（昭和二十五年東京都
条例第五十六号）第百三条の六第二項の規定により、特約
業者の指定を次のとおり取り消した。

令和六年十一月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

氏名又は 代表者の 主たる事務所又は 取消年月日
名称 氏名 事業所の所在地
東洋油脂 池田 規幸 目黒区自由が丘一 令和六年十月
株式会社 丁目四番六号 十日

発行

東京都
東京都新宿区西新宿三丁目八番一
号
電話 〇三（五三二）一一一一（代）

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 六、六〇〇円
（郵送料を含む）

印刷所

三鈴印刷株式会社
東京都千代田区神田神保町三丁目三十二番地一
電話 〇三（五二七六）〇八一（代）

郵便番号
101-0051